

*** 今日の健康 (3月) *** <インフルエンザの出席停止の期間延長>

H24年2月16日の新聞報道によると、文部科学省は、インフルエンザを発症した子供の出席停止期間を延長することを決めました。学校保健安全法の施行規則（省令）で「解熱後2日」と定めていましたが、新しい薬の効果でウイルス感染状態でも解熱し、2日を過ぎても感染力が続くことから、「発症後5日」の出席停止が条件に加わりました。

幼稚園児については、解熱後の停止期間も2日から3日に改めました。インフルエンザに罹患した場合の出席停止期間は、風疹、百日咳などと同様に学校保健安全法の施行規則で決まっています。これらはH24年4月から省令改正されます。

現行の省令が定められたのは1958年。インフルエンザ治療薬が普及する前は、発症から解熱までは3～4日かかり、事実上1週間近く出席停止となっていました。

しかし、近年はタミフルやリレンザ、1回の服用で強い効果があるイナビルなどの登場で、ウイルスが体内に残ったままでも2日程度で熱が引くことが多く、医療現場では「2日では二次感染のリスクが残る」ことが危惧されていました。

出席停止期間に関し、保育園児については、厚生労働省が2009年に定めたガイドラインで「発症後5日かつ解熱後3日」以内の登園を避けるように求め、すでにルールが普及しています。現状では同じ年齢でも幼稚園か保育園かで解熱後の出席停止期間が異なるため、文科省は省令の改正により日数を合わせることにしました。

また、おたふくかぜと百日咳についても、出席停止期間を見直すようです。

「学校保健安全法」に定められた主な(一般的な)学校感染症の出席停止期間

第2種 (学校に届け出て、定められた出席停止期間に従って、医師の登校許可が必要)

病名	出席停止期間
インフルエンザ (鳥インフルエンザ等を除く)	発症後5日かつ解熱後3日
麻疹	熱が下がって3日を経過するまで
風疹 (三日ばしか)	発疹が消えるまで
百日咳	特有の咳が出なくなるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫れがおさまるまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。(第3種と同じ扱い)

第3種 (第1・第2種以外で子どもがかかりやすい感染症)

病名 (全てではありません)	出席停止期間
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)、 感染性胃腸胃炎、流行性嘔吐下痢症 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 (アポロ病) 伝染性膿痂疹 (とびひ) 手足口病、咽頭結膜熱、ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎 伝染性紅斑 (リンゴ病) 等々があります。	出席停止期間の個別の基準はありません。 「病状により医師の診察において感染のおそれがいと認めるまで」となっています。

前澤クリニック 内科・小児科 0422-30-2861

天文台通り多摩信用金庫のななめ裏